

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例に
規定する「市長が認める方法」について

令和2年4月1日
秋田市建築指導課

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成25年秋田市条例第25号。以下「条例」という。）第5条および第7条に規定する「市長が認める方法」は次のとおりとする。

（向上計画認定申請における誘導仕様基準）

- 1 条例第5条第1項第1号および第3号前段に規定する市長が認める方法は、誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条第2号イ(2)およびロ(2)に示す基準）による場合とする。

（向上計画認定申請における共用部分を含まない標準入力法）

- 2 条例第5条第1項第2号、第3号後段および第6号に規定する市長が認める方法は、共用部分を含まない標準入力法（省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に示す基準（省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。））による場合とする。

（消費性能認定申請における共用部分を含まない標準入力法ならびにモデル建物法又はフロア入力法）

- 3 条例第7条第2号、第4号および第7号に規定する市長が認める方法は、共用部分を含まない標準入力法ならびにモデル建物法又はフロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)ならびに同イ(2)およびロ(2)に示す基準（省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。））による場合とする。

- ・ 令和2年4月1日 設定
- ・ 令和5年3月22日 改正